



Title	維新政府の権太政策 1869～1871：万国対峙の模索と日露関係
Author(s)	醍醐，龍馬
Citation	阪大法学. 2024, 74(3-4), p. 255-285
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/99476
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

維新政府の権太政策 1869~1871

——万国対峙の模索と日露関係——

醍醐龍馬

はじめに

第1章 万国対峙との葛藤

- (1) 権太島仮規則継承問題と駐日英國公使パークス
- (2) 出兵論から殖民競争論へ
- (3) 殖民競争での反攻と行き詰まり

第2章 英米競合下における権太問題

- (1) 駐日米国公使デ・ロングの調停工作
- (2) 日米修好通商条約に基づく調停依頼
- (3) 権太問題をめぐる英露協調
- (4) 調停工作の挫折

おわりに

はじめに

本稿では幕末から明治初年に存在した権太問題（日露国境問題）に関し、維新政府が万国対峙の国是の下でどのようにこれを解消しようとしたかを明らかにする。

1855年の日露和親条約による国交樹立以来、日露両政府は権太の領有権をめぐり20年間係争し、1875年の権太千島交換条約に至った。その過程は紆余曲折したが、まず1867年に権太島仮規則により権太は帰属未定地から完全な雑居地になった。すなわち、同規則により日本人とロシア人は全島での往来が自由になったのである。幕府が崩壊した直後の戊辰戦争期には日本側の北方政策が滞る隙を突きロシア側が南進したが、日本側現地官吏は仮規則自体を認めず抵抗⁽¹⁾を続け、内戦の早期終結により権太南端に辛うじて踏みとどまつた。本稿では

権太領有論が未だ政府の大勢を占めていた戊辰戦争後の1869～71年に焦点を当てる。当該期は権太島交換条約交渉の前史的位置付けであり、権太政策を大きく転換させる黒田清隆が開拓使次官に着任する直前までの時期に当たる。⁽²⁾明治政府の発足当初は出兵論も呼ばれていたが殖民競争で反攻し、その劣勢が覆せないと分かると、今度は第三国⁽³⁾の調停により問題解決を目指していた時代である。

先行研究として、明治初期の東アジア政策を描いた石井孝氏は、駐日英國公使パークス (Sir Harry Smith Parkes) が、権太島仮規則を契機に徐々に権太放棄勧告を明確化する過程を描くとともに、その途上で駐日米国公使デ・ロングが調停に乗り出し、日本でのイギリスのプレゼンスを崩そうと画策した過程を詳細に明らかにした。⁽⁴⁾これに対し、明治政府内の対露外交をめぐる路線対立を思想分析した閑静雄氏は、現地の出兵論、外務省の条理論、岩倉の外交・戦争二段階論として整理した。このうち岩倉の外交意見は、対露戦が現実味を帯びてくるにつれ、名誉重視策から安全重視策へと変遷していくことになったという。近年では、1870～71年時点のロシア政府内での議論を分析した麓慎一氏が、北緯48度線分割案が外務省を中心に取り得るべき選択肢として未だ存在していたことを指摘している。⁽⁵⁾このように当該期のイギリス、アメリカ、ロシアの内情が分かり始めている現在、それらの成果を踏まえ再び日本外交の視点に立ち戻り、維新政府期の対露外交としてその位置付けを再構成する必要性がある。

明治政府は幕末の攘夷論からの転換として、外交力・軍事力・経済力の各分野で西欧列強との対等な関係を目指す「万国対峙」を国是（国家目標）に掲げたが、権太問題をめぐる対露外交ではその実現がどのような形で図られたのか。遠山茂樹氏は、廃藩置県前後の維新政府の外交意識・外交姿勢を分析し、明治初年の外交に、条理に基づく欧米に対する従属性（条約改正交渉など）と、力に基づく東アジアに対する侵略性（台湾出兵、朝鮮への砲艦外交など）というダブルスタンダードを見出した。⁽⁶⁾それを政策面から掘り下げた永井秀夫氏は、朝鮮問題や権太問題は1869年末から1870年にかけて万国公法の論理からマキャベリズム的論理に基づく外交に転換したとする。⁽⁷⁾ただ、両問題への対応には温



図1 戊辰戦争直後の北方地域（筆者作成）

度差があり、権太問題と同じように平穏に収まった朝鮮問題だが、それが開戦の可能性を孕む砲艦外交の成果だったことは看過できまい。近年では、勝田政治氏が万国対峙の観点から明治初期日本外交を通観し、朝鮮問題や台湾問題への対応を「軍事力による万国対峙」と位置付けたが、権太問題に関しては分析対象から事実上外されている。⁽⁹⁾なお筆者は、最終的に大久保政権期に締結した権太千島交換条約に関して、平等性の高い「『釣合フヘキ』条約」として別稿で位置付けている。⁽¹⁰⁾

以上を踏まえ本稿では、万国対峙の国是の下で進んだ樺太問題に対する方針の変遷過程を、英米競合の状況も勘案しながら分析し、維新政府の対露外交（1869～1871年）とその意義を明らかにする。具体的には、維新政府が殖民競争から調停路線へと転換し、さらに直接交渉へと転じていく経緯を跡付ける。特に西洋列強の中で唯一国境を接していた国でもあったロシアは、日本とり国境係争相手というその特異性がゆえに、新政府の外交のダブルスタンダード

を理解する有効な視角にもなろう。

第1章 万国対峙との葛藤

（1）樺太島仮規則継承問題と駐日英國公使パークス

戊辰戦争中の日本側の隙を突き動いたロシアの南進に直面していた樺太では、新政府の箱館府権判事岡本監輔が、雑居を定めた樺太島仮規則の無効を宣言し抵抗していた。1869年6月27日（明治2年5月18日）、五稜郭に籠城していた榎本武揚率いる旧幕府軍が新政府軍に降伏して箱館戦争が終わると、明治政府は蝦夷開拓に本格的に乗り出し、8月15日（7月8日）には箱館府の代わりに開拓使が置かれた。北海道開拓を主目的に掲げるものの、このような経緯から成立した初期の開拓使に占める樺太問題の重要性は非常に大きかった。もっとも、終戦前から木戸孝允が「箱館平定之上は速に判事不被差置而是難相済候処容易に又御人選有之候とも實に御大事に付」と、蝦夷地の支配を任せる役人の派遣を急務としたように、新政府は早くから蝦夷開拓を重視していたが、戊辰戦争の発生で着手できないままになっていたのである。8月20日（7月13日）、幕末の頃より蝦夷開拓に関心があった佐賀藩主鍋島直正が長官に任命されると、幕末に北方探検の経験もある島義勇ら佐賀藩を中心とした対露強硬派が開拓使を掌握した。⁽¹²⁾

一方、開拓使が設置されたのと同日8月15日（7月8日）には、澤宣嘉が外務卿に任命されていた。澤はいわゆる「七卿落ち」で有名な尊攘派公卿の一人だったが、維新後九州鎮撫総督として在勤、同地で外交を担当したことを買われての抜擢である。澤は、以前伊達宗城の後任として外国官知事に就任した際にパークスに、それまでの開国和親方針を覆すような人物ではないのかと危惧を感じさせる元攘夷派公卿だった。⁽¹³⁾ただ、岩倉、大久保らの影響の下、当該期の外務省内での実務はもっぱら外務大輔の寺島宗則が担当し、彼が事実上の長官としての省内の実権を握っていたとされる。⁽¹⁴⁾実際、駐日ロシア公使宛の外交文書の差出人の多くが澤と寺島の連名であることなどに鑑みても、対露外交の文脈でも事実上寺島が実務を行っていたものと考えられる。⁽¹⁵⁾

8月1日（露暦7月19日）、権太では現地司令官の陸軍少佐デ・プレラドヴィチ（Ф. М. Де-Прерадович）が仮規則を盾に日本の根拠地であるクシュンコタン（久春古丹）に隣接するハッコトマリ（函泊）に進駐し、日本側の抗議を無視しながら陣営構築を開始した。このように、ロシア側が戊辰戦争期の日本側の隙を突き権太の実効支配を強めたことを受けて、岡本監輔が現地の窮状を訴えるべく8月31日（7月24日）に上京してきたため、政府内では権太問題に対する危機意識が高まった。岡本から権太の状況を聞いた大久保利通は「岡本監輔入来、唐太ヨリ今日着ニ而、彼地ノ近状承リ實ニ不堪驚駭候」と急迫した現地情勢に対する驚きを記している。⁽¹⁷⁾このような権太の状況悪化を受け、鍋島は出兵論を唱え廟議も開戦論に傾いた。⁽¹⁸⁾

しかし、イギリスからはその危険性を警告される。9月6日（8月1日）、寺島は駐日英國公使パークスと会談した。パークスは、半年前に伊達宗城外国官知事及び東久世通禧外国官副知事に勧めた蝦夷地の測量が実施されてもいい現状に苦言を呈し、「已ニ小出大和、魯都ニ參リ雜居之約定取決極メ調印致し候ニ付、此約定は動すへからざる者ニ候、恐く唐太全島を失ふ而已ならず、蝦夷地に及ふヘシ」とロシアの南進が権太島仮規則を根拠に進められ、余勢をかけて北海道にまで押し寄せると警告した。さらに、寺島から雜居地の前例を尋ねられると「決してなし、如此約定を西洋人甚奇と思へり」とその奇異性を強調した。⁽¹⁹⁾もっとも、極東地域ではウスリー川右岸の露清雜居地がロシア領になつた例がある。アイグン条約（1858年）で雜居地となつた土地が、北京条約（1860年）により解消された。ウスリー川右岸は内戦に乗じて獲得したものであり、これを権太にも援用しようとしていたのである。ロシアの植民政策に関しパークスは、「唐太に於而無用に打捨あるを、魯人ひろふて有用の地となす、誰も是をこばむ能ハさるを万国公法とす」と述べ、権太島仮規則を権太全島領有の根拠としたロシア側の主張の合法性を認めた。⁽²⁰⁾

この会談を受け権太問題に関し建議した寺島は、「西洋人仲ニ立入りたるを知らしめ追、英より口を入候手続にも致すべく哉ニも推察致し候」とイギリスが仲介に入る準備をしているのではと分析した。また、パークスとの先の会談で、寺島はロシア側が権太の視察に「高官」を派遣したらしいことを聞いてい

⁽²²⁾ る。ここで言う「高官」とは、皇帝の侍従武官長で1869年にアムール地方及び樺太の視察に派遣されたスコルコフ（И.Г. Сколков）のことであり、樺太の流刑地化に影響を与える人物である。⁽²³⁾ 既に駐露英國代理大使ランボルドが、本国外務省にペテルブルクからのスコルコフの出発を報じていたが、この情報が東京の公使館を経て日本側にも伝わってきたのである。これに対し寺島は、現地により近い日本側も箱館府の清水谷体制に代わる新たな人事をすべきことを具申し、「外ニ一等老練之高官箱館まで差置十分御取締被行届候様有之度存候」と書いた。⁽²⁴⁾ このように寺島は、スコルコフの現地への派遣を受け、開拓使の体制強化を求めたのである。

政府内では、パークスの警告を受けてもなお樺太島仮規則を継承するかどうかの合意ができておらず、さらなる情報収集を必要としていた。9月7日（8月2日）、樺太島仮規則の締結過程を知るべく、当時の全権小出大和守が死去しているので元箱館奉行杉浦誠を招き質疑した。⁽²⁵⁾ さらに、樺太の現状確認のために現地に視察団を派遣すべく、9月13日（8月8日）付で作成された澤外務卿の訓令では、「樺太出張之上魯人と応接之義は、本条約並小出大和雜居之約束を遵奉して談判可致、若不行届ハ、魯之開拓長官來往之地迄差越及談判可申候、尤從前之両條約ニ違背せず、且和親を重ねる趣ニ益ある廉は増加すとも無差支候ニ付、御委任之事」と仮規則遵守が明記された。その上で「和戦之決ハ独断を以相定候義不相成」と平和的交渉を命じており、早まって開戦せぬよう命じた。⁽²⁶⁾

ただ、樺太に派遣する人選が終わるまでは廟議内で出兵論がもうしばらくくすぶっていた。9月14日（8月9日）、パークスは東京運上所にて岩倉、澤、鍋島、大久保、寺島、大隈らに、北海道へのロシアの脅威を説明した。このときパークスは宗谷の守りを固めるよう勧めたが、日本側はクションコタンをまず開拓してからだと応じた。これに対しパークスは、「唯今ニ樺太を御開き被成候者御遲延之事と存候」と樺太開拓は手遅れだと諭し、「サカレン江御心配被成候内蝦夷は被奪可申候」と樺太に固執する危険性を警告した。会談の翌々日の9月16日（8月11日）、日本外務省に英國公使館から樺太に寄港したウイルソン船長の報告書の写しが届けられた。その中でウイルソンは、「日本人兵

端を開候得はロシヤニ於而箱館ハ必要之港ニ付早速蝦夷を取り可申候」と、箱館港の確保という観点からロシアが蝦夷まで欲しているとの情勢認識を示していた。⁽²⁹⁾ たしかに箱館は幕末からロシア太平洋艦隊が越冬に使っていたほか、領事館も当地にしなくロシアの重要な拠点だった。パークスも翌年の報告書中で、ロシアは函館に軍艦を停泊させ続け、大きな病院を建設していると報じ、「彼ら〔ロシア海軍の士官たち〕は、しばしばエゾを占有するというロシアの欲望に言及するのです」と書いている。⁽³⁰⁾

（2）出兵論から殖民競争論へ

同じく9月16日（8月11日）、緊迫した権太情勢を受け、大久保が自ら遣露使節に志願すべく三条実美に建言書を提出した。その中で大久保は、「就而今日廟堂大英断を以、戦を被決候而御手を被下候外無御座」と出兵論を表明した（表1-①）。また、「尤戦ヲ不説して自ら政府之大英断実蹟ヲ以相顯れ、天下人心奮發興起仕候様御仕向肝要ニ可有御座候」と述べているように、あくまでも「天下人心奮發奮發」すなわち国威発揚に重点を置いていた。ただし、順を踏んでまずは政府要路から実地見分に派遣する必要性を説き、その役目を自らが買って出た。出兵論について、大久保の念頭には「即今内治漸定、列藩ニ於ても兵馬之疲弊不一方、政府一新之基業不相立、信義ヲ天下ニ充溢スル事不能、人心抱危懼物議未止」という維新政府存立にかかわる内的危機感と、列藩を統御する名分回復への期待が込められていたのである。⁽³¹⁾ すなわち、遠山茂樹氏が指摘しているように、大久保の目指すものは戦争それ自体ではなく、「対内政略のための外征論」だった。このように、現実主義的な大久保すらも国威発揚を目的とした出兵論を展開したが、それは最悪の事態を想定した主張であり、⁽³²⁾ 内政重視の考えから開戦はできる限り避けたかったとされる。⁽³³⁾

もっとも、国内多難の中同日の廟議で大久保の派遣が承認されることはなく、その代わりに対露強硬派の丸山作樂外務大丞と谷元道之外務権大丞を、現地に駐在させることが正式に決まった。このとき大久保から権太に赴き事態の收拾を求められた黒田清隆だが、出兵反対の立場からこれを断っている。⁽³⁴⁾ 9月18日（8月13日）、岩倉はこの日の会談でパークスに対し権太への出兵を諦めたこ

とを伝えたところ、彼が「至極可然」と納得したと大久保に伝えている。このように政府中枢は、対露開戦ありきの方針を諦め戦争を最後の手段として後退させ、樺太島仮規則を前提に殖民競争で抵抗するしかなくなつたのである。もっともパークスとしては、「日本政府は数年前に弱腰だったころ、ロシヤと共に占有することに同意した。もちろんこれでロシヤが樺太全部を占有することになるわけだ。これはやむをえないと思うが、これで蝦夷を救うことができる」と、樺太島仮規則を機に既に日本の樺太領有に見切りをつけていた。⁽³⁶⁾

9月26日（8月21日）、岩倉は開拓長官から退任予定の鍋島の後任として、澤外務卿を次期長官、外務権大丞の黒田を開拓次官にする人事を廟議にかけほぼ内決したが流れた。このときの内情としては、対露強硬派の副島や丸山らは外務卿の澤を据えることを推進し、三条、岩倉、大久保らも一時同意したが、木戸孝允をはじめ、大蔵大輔大隈重信や大蔵少輔伊藤博文らが東久世通禱を推していた。⁽³⁷⁾ 会議に先立ち伊藤は、「樺太は既に魯有に帰する必然にして、本蝦夷を保有するの良策を専務とするの外致方なく」と樺太放棄を手段とした北海道開拓優先論を説き、大隈と内談の上、長官に東久世、次官に井上馨、その下に陸奥宗光を据えた長州閥主導の開拓使構想を木戸に建言していた。⁽³⁸⁾ この伊藤の樺太放棄論が、パークスの樺太放棄勧告前に提唱された内発性の強いものであることには留意すべきである。⁽³⁹⁾ ただし、木戸は、「本蝦夷に而根基相しまり不申而是、唐太モ決而手を入候事六つケ敷、只々勞むる而已に陥り申候」と、あくまで樺太開拓の前提として北海道開拓優先論に同調していた。⁽⁴⁰⁾ つまり、とりあえず目先の目標としては、伊藤と一致した形である。このあと、伊藤は徐々に大久保寄りになり木戸からの反発を招くが、樺太問題でも樺太放棄論と距離を置く木戸と既に歩調が合っていなかったのである。

ともかく、このような大隈重信や伊藤博文などの対露宥和的な大蔵省勢力の運動を受け、岩倉は大久保が推薦した東久世を説得し長官に据え、ロシアとの係争の可能性を低く抑えることに成功した。⁽⁴¹⁾ ただ、当の東久世としては開拓長官への任官には不満を持ちながらの承諾だった。その理由としては、それまでの外交主導者だった伊達・東久世路線が、大久保、岩倉、木戸らに駆逐されたことを意味する左遷的人事だったからとされる。⁽⁴²⁾ 一方、樺太開拓に積極的だつ

た岩倉は、大蔵省の抵抗を避けながら外務省の丸山作楽の権太派遣も同時に推進した。⁽⁴⁵⁾ このとき岩倉の立場は、丸山のように武力解決を基本に事実上外交解決を排除している出兵論と、後述する外務省主流の立場のように国際法を盾に武力解決を一切放棄する条理論の中間的位置にあった。つまり、武力行使を最後の手段として容認しながらも外交手段を主とする考えである。⁽⁴⁶⁾ 岩倉は、殖民競争での巻き返しにまだ望みを託していたのであり、根強い権太領有論の後押しとなっていた。

一方、開拓長官に着任した東久世も、澤よりは稳健的志向とはいえ、権太を当初から諦めていたわけではなく岩倉に比較的近い立場だった。まず東久世は、権太での劣勢を立て直すべく、ロシアの南進への抑止策として権太南端のクシュンコタンの開港を建議した。⁽⁴⁷⁾ 開港により諸外国の利害が複雑に絡まれば、ロシアとて容易には奪取できないとの見込みからであろう。さらに東久世は、本件をめぐりロシアとの葛藤が生じれば「穩便之取計」をするが、いざとなれば「兵隊等ヲ以テ打攘」と開戦を辞さない覚悟を示していた。⁽⁴⁸⁾ このように、東久世は岩倉や大久保と同じように、武力行使を最後の手段として一応想定していたのである。

しかし、10月7日（9月3日）、太政大臣三条実美は開拓使に対し「権太ハ魯人雜居之地ニ付専ラ礼節ヲ主トシ条理ヲ蓋シ輕率之振舞曲ヲ我ニ取ルノ事アル可ラス、必全府決議之上是非曲直ヲ正シ彼ノ領事官ト談判可致其上猶忍フ可カラス儀ハ、延議ヲ経全国之力ヲ以テ相応スヘキ事ニ付平居小事ヲ忍ンテ大謀ヲ誤ラサル様心ヲ蓋スヘキ事」と、雜居地でのロシア人ととの戦闘自重を命じた。⁽⁴⁹⁾ すなわち、政府中枢は戦争を可能な限り避けたい方向性を明示したのである。そして翌10月8日（9月4日）、外務省もロシア側を刺激しかねない東久世の開港案に反対し、権太が「皇國之版図」に自然と入るのを待つべきとの楽観的認識を示した。さらに「新創之氣鋒を以短慮ニ重事を誤」った行動をしないようとに自重を求め、相手を信用し武力ではなく条理による問題解決を図るよう指示したのである。⁽⁵⁰⁾ このように外務省主流は、基本的には開拓使よりも穩便な外交第一主義の方針をとり、万国対峙への配慮よりもあくまで国際法に基づく条理外交での平和的解決を望んでいたのである。

しかし、函館に到着した東久世は、函館領事トラフテンベルク（С. Д. Трахтенберг）と会談し、樺太に殖民を実施すると明言した。これに対しトラフテンベルクは樺太島仮規則を遵守し行動しているので、日本側も同様ならば紛争は生じないと述べ、東久世も日本側としてもそのつもりだと答えた。一方、10月26日（9月22日）に樺太に到着し現地情勢を観察した丸山は、日本が樺太を確保した場合には、この地が「内地ノ藩垣」として「至要之地」となるが、逆にロシアの手に落ちれば「我至害ノ地」となると安全保障面から警鐘を鳴らした。⁽⁵²⁾ さらに、幕末から開拓してきた土地を「中途ニシテ廃棄セハ天下ノ笑ヲ招ン」と、樺太の喪失は国内的にも支持を得られないと説いた。また丸山は、殖民の重要性を説き「奥羽降伏人軍團に御仕立にて、賢明の華族を長官と御定被遊、大久保副島両參議の中より巡島の為被遣、取捨得失の利害榮辱の機を一途ニ御立不遊候テハ不相成」と、軍事力の増強と大久保や副島など現地責任者への要人の任命を要請した。⁽⁵³⁾ これに対し兵部大丞の黒田は、丸山らの出兵建議に反対をする意見書を提出し、対露宥和の姿勢をあらためて打ち出した。⁽⁵⁴⁾

（3）殖民競争での反攻と行き詰まり

9月9日（露暦8月28日）、駐函館ロシア領事は、日本側が樺太に150人の移民を送ったことを報じ、「我が国がサハリンで講じた新哨所設立と島の開拓という手段によって、日本の税関当局があらゆる抵抗をしていますが、その抵抗は1867年にペテルブルグで日本大使と締結された臨時規定第二条に反しております。我々は日本当局のあらゆる無法な行動に対し抗議し、状況を見て、サハリンにおける我々の権利に対し敬意を払うよう理性ある手段で要求するのが正当であります」と書いた。さらに「島の先住民に対する我々の影響力拡大は、ロシア政府の目的を達するために議論の余地なく助けとなる手段」だと指摘し、実効支配を進める上で仮規則のアイヌ条項の有用性を説いた。他方で、「我々が彼らの利益を保護しないのではないかという危惧から、彼らに与えられた権利に無関心なままです」とも述べた。⁽⁵⁵⁾ すなわち、ロシア側は樺太アイヌを撫育しようとしていたが、アイヌ側はそれになびかなかつたのである。一方、現地のデ・プレラドヴィチは日本移民の到着を報じながら、日本側は一つの拠点の

強化のみならず良好な場所全ての確保を企図している、との認識を示した。彼はロシアの部隊が増強される一方で、新しい日本のグループが到来したら生じる事態を予想できないとしながらも、武力を伴わない日本人の活動を許容することで深刻な対立を回避する、との方針を沿海州軍務知事フルゲリムに伝えた。⁽⁵⁸⁾

ロシア側は、箱館戦争終結後も権太への殖民を維持しながら全島領有を目指した。東シベリア総督コルサコフ（M. C. Корсаков）は、1869年11月28日（露暦11月16日）付皇帝宛上奏文の中で「島における我々の影響力を確実なものにするために上記の方策〔殖民、流刑囚の移送、軍事力拡大〕の全てがどんなに有効で不可欠であるにしても、だからと言って、全体的な影響の結果として日本人が島から完全に出ていくことはなく、当然将来我が国と日本との関係において様々な類の誤解や衝突を引き起こすでしょう」と述べている。すなわち、ここでは従来の殖民政策を進めても、日本人全てを権太から追い出すことは不可能であるとの認識が示されると同時に、雑居状況がもたらし得る両国間の戦争が危惧されたのである。その上でコルサコフは、アムール川河口を防衛する要としての権太の価値を指摘し、「現在の未だ不安定な日本の政治状況の中で現れる好機を利用し、購入するか、古い軍艦を交換することで我が国が独占領有でサハリンを得ることが最も良い手段なのです」と全島領有を進言している。⁽⁵⁹⁾ここで重要なのは、その政策が戊辰戦争後も続く日本側の国内不安を衝いて行うべきと明言されている点である。

逆に日本側からは、1868年（慶應4年）に箱館で募集した移民200余名に加え、1869年（明治2年）には東京から300余名の農工商民が権太に送られ、1871年にも函館から200数十名の渡航者があったという。これらの移民たちは手厚い衣食住の補助を受け、開墾者には土地と農具や種子を給し、永住者は終身無税、寄留・出稼ぎ者も3カ年は無税とされた。彼らの多くはクシュンコタン周辺のアニワ湾沿岸に居住していたようであるが、開墾は厳しい気候のため遅々として進まなかったという。しかも、慣れない気候と日露雑居の不安定さゆえに離島する者も後を絶たなかつた。⁽⁶⁰⁾権太を視察したイギリス艦に同行したオドリスコル（O'Driscoll, John）は、「ロシア人と日本人は可能な限り互いに避けあっており、その間になんらの交通もなく、両者間に友好関係はない。原

則的には日露両国人とも、サハリン全土を自由に旅行できることになっているが、日本人が彼らの村の外には滅多に出ないのに対して、ロシア人は、自分たちが占拠する諸地点の間を絶えず往来している」と、仮規則第二条で決められた往来自由の規定が、結局はロシア側にのみ有利に働いている雑居の実情を⁽⁶²⁾ 1869年11月27日付で報じている。

一方、日本側の反攻を受け、優勢にあるはずのロシア側も樺太での殖民競争の結果を楽観視してはいなかった。1870年5月28日（露暦5月16日）、ロシアの外相ゴルチャコフ（A. M. Горчаков）は海軍総裁を務めるコンスタンチン大公（Константин Николаевич）に対し「サハリン島についての覚え書き」を提出した。⁽⁶³⁾ その中で彼は、「内乱が終わったとともに、日本政府はサハリンにおいて自らの権威を高めてそれを確立するために必死に努力し始めました」と内戦終了に伴う日本側からの殖民積極化を報じている。また、「一方で、その行動では失われた時間を取り戻す欲望が見えて、他方では近年日本人が以前にも増して外国人の（特にイギリス人の）扇動に耳を傾けるようになったに違いありません」と日本側が空白の時間を取り戻すべく焦っている様子と、背後にイギリスの支援があることを推察した。さらに、「イギリス人は我々の野心的な計画についての大げさな噂を東方において広め続けています。興味深いのは、ロシアがエゾ島を占領しようとしているという情報が特に広がっていてよく新聞に出来ていることです」と、イギリスが日本国内にロシア脅威論を広めている状況を伝えた。

その上でゴルチャコフは、「我々の海岸の近くにイギリス人の軍艦がよく現れているのは、イギリス人がサハリン問題に密接に関わっている証拠です。……ところが、イギリスの船はサハリン南岸に来続けています。対馬島での以前の極めて悔しい事件について思い出せば、サハリン問題を今そのまま放置すると、どのような結果を迎えるのか非常に心配になります」と、1861年にロシア海軍が対馬を占領しイギリスに追い払われたポサドニック号事件の顛末を想起しながら、樺太の場合もイギリスの介入により対馬の二の舞になることを危惧している。さらに「日本人は他国からの潜在的支援を受けていて、我々よりもっと有利な地理的位置を利用して、本島において容易に有利な立場を勝ち取る

ことができます」と、第三国の援助を受け地理的にも有利な日本側を警戒した。

しかし、現地情勢の劣勢が続く現実に直面した東久世は、徐々に対露宥和姿勢へと傾いていた。東久世は丸山らが権太に出張中から、開拓使からの権太の分離をしきりに請願していたが、権太に派遣した2人が戻るまで何も決められないとの太政官からの回答を受けたため、「若シ此義御一決ニ不相成候時ハ北海道開拓ノ基礎モ相立兼、徒然遷延ノ間所謂一日ノ苟安数百年ノ大患ト申スニ以候様可相成かト深奉憂候事」と念押ししている。⁽⁶⁵⁾ その背景としては、権太を分離しなければ会計的な見通しが立たないことなどが挙げられていた。すなわち、東久世としては、この政策により開拓使の重荷になっている権太を自らの手から切り離したかったのである。⁽⁶⁶⁾ 1870年3月14日（明治3年2月13日）に政府は権太開拓使の分離を布告し、⁽⁶⁷⁾ これを受けて黒田が丸山の出兵論を制する形で権太専任の開拓次官に就任した。⁽⁶⁸⁾

第2章 英米競合下における権太問題

（1）駐日米国公使デ・ロングの調停工作

その頃、中央では殖民競争と並行して外交的手段が模索されていた。既に1869年11月26日（明治2年10月23日）には、岩倉が、権太において日本は万国公法に基づいた開拓を進めており、日本は戦争を辞さず、権太を守る気であると主張した。これに関しパークス（Sir Harry Smith Parkes）は現地におけるロシアと日本の人口比は10対1であり、日本の軍事力では権太の確保は殆ど不可能だと諭したが、岩倉は、「仮令一寸之地ニ而も減し候義者不快」と領土割譲を断固拒否した。これに対しパークスは、権太より広大なアラスカをロシアもアメリカに売却しているのだから「御恥辱ニ者相成不申」と国威は傷付かないと説いた。⁽⁶⁹⁾ ここに至ってパークスは、岩倉に初めて明確な権太放棄勧告をしてきたのである。⁽⁷⁰⁾ パークスは、権太島仮規則が結ばれるとロシアによる権太領有化を既成事実として見なすようになり、北海道へのロシアの南進を防ぐことに自身の主張を後退させたのである。この点に関しては、仮に北海道の港湾までロシア領になると、イギリスの通商活動に障害を来すという懸念があったた

めとされる。⁽⁷³⁾

パークスの勧告にも拘わらず樺太を諦めきれない明治政府に対し、今度はアメリカが接触してきた。⁽⁷⁴⁾ 12月13日（11月11日）、デ・ロングは澤外務卿に「合衆国ニテアラスコ並其領地を残らす魯西亞より買入遣し以来北太平洋之漁獵大ニ増進せり、就ては近日右精細ニ取調んと頼すれば、我政府並其業を営む我國民之為貴國の北境いつれニ御定相成居り候哉承知致し度存候」と問い合わせた。すなわち、デ・ロングはアラスカ買収によりアメリカ人漁民がオホーツク海に進出しているがため、領海設定にも影響する日露国境の明確化を求めたのである。アメリカは1867年にアラスカを購入して以来、ロシア北東部に浸透するための足掛かりを得てチュコト半島、ベーリング海、オホーツク海への進出を強めていた。⁽⁷⁵⁾ このような状況のため、樺太沿岸にも進出していたアメリカにとつても、日露間の雑居地のままでは漁業の操業に不便を來す状況だったのである。

その頃日本外務省の中には、宥和的な政策論が生まれつつあった。1870年1月4日（明治2年12月3日）、宮本顯三外務権大祿は意見書を提出し、「開拓ノ要務最急ニスヘキ者ハ雑居ノ制ヲ改メ経界ヲ嚴定スルニアリ、雑居不改トキハ開拓之功期ス可ラサルナリ」と、樺太分割こそが実現性のある策だと結論を示した。また、日本の国力の弱体を指摘し、殖民政策により不可避的に生じる日露紛争のために「妄ニ兵端ヲ彼ニ開ク決テ当今ノ良策ニ非ス」と、現地官吏が主張してきた出兵論も否定した。さらに、「彼〔露〕カ忌憚スル所ノ英仏等エ天使ヲ遣リカノ議事院ニ於テ集議ヲ歷普通ノ公論ヲ以テ彼ニ接対セハ彼安ソ暴横ノ說ヲ逞クスル事ヲ得ンヤ」と英仏の仲介に期待している。⁽⁷⁶⁾ その後岩倉から諮詢をうけた宮本は、財政難に加え緊急性からしても、第一に樺太問題解決のための対露交渉、第二に朝鮮との交渉、特に、ロシアが手を下さぬうちに朝鮮に着手する必要がある、と主張した。⁽⁷⁷⁾ 当時書契問題で揺れていた朝鮮問題（日朝国交樹立問題）との関係から、外務省内にも樺太問題を朝鮮問題着手の前提と見なす考えが出始めていたのである。

樺太問題を朝鮮問題との関連から構想する考えは、外務官僚の中に徐々に広がりを見せた。朝鮮から帰国してきた外務省出仕の佐田白茅は朝鮮の軍事力が劣弱だとし、強大なロシアと紛争中の樺太は壳却し北方問題の禍根を絶ち、そ

の維持費を軍費として朝鮮に出兵すべきと主張した。同じく外務省出仕の森山茂も建議を提出し、「権太拓地ニ用フヘキ金力ヲ朝鮮ニ換ヘ、更ニ國力ヲ茲ニ盡サハ數月ノ間不易ノ國利ヲ得ヘシ、豈一島ヲ棄テ以テ二島ヲ保ツノ理ナラスヤ」と、権太を捨て北海道と朝鮮を守るよう説いた。同様に外務権大丞柳原前光もロシアが普仏戦争の隙を突いて東アジアに進出することを危惧し、「権太之地は既已に不可守勢強而、是を拒み候節は結局魯国数万之兵を相受け方今之勢ひに而は万々彼に当る兵力なし」と権太の維持は諦める一方で、朝鮮半島まで取られては「後害幾莫とも難計」と警戒感を惹起している。⁽⁷⁹⁾

このような戦略的妥協の考えは、留守政府時代の副島種臣外務卿の発想に繋がる発想だが、かかる認識は、フランスの日本総領事だった御雇外国人のモンブランが半年前に澤に提出した意見書にも見られる。⁽⁸⁰⁾ 彼は、ロシアによるクションコタン占領の目的は権太に軍事基地を設立し極東におけるロシア軍の戦略的地位を強化することにあり、日本がそれを黙認すれば、次の行動は朝鮮に向けられると指摘し、権太と朝鮮をロシアが支配するならば、権太から沿海州、朝鮮、長崎と「陸続」きになり、「今日之カラフト島ニ於る如く相成可申候」と地政学的に見て日本列島自体が自立不可だと警鐘を鳴らしていた。さらに、モンブランは「同島之事件を取纏候者唯日本國之為め而已ならず、歐州各國之大關係ニ而其國力之強弱に係り候義ニ付最重大之事件ニ有之候」と、権太問題が英仏を含む第三国の利害にも絡むものだと指摘し多国間関係の視点を提供している。前述の通り既に大蔵省の伊藤博文らが北海道開拓専念の考え方からの権太放棄論を主張していたが（本稿第1章（2））、當時書契問題で揺れていた朝鮮問題との関係から外務省内でも権太問題で妥協できる可能性が高まりつつあった。⁽⁸¹⁾

（2）日米修好通商条約に基づく調停依頼

3月4日、寺島外務大輔は、大隈重信大蔵卿、伊藤博文大蔵少輔とともに、駐日米国公使デ・ロングと面会した。このとき日本側は雑居解消の必要性を説明して、幕末以来の交渉が悉く失敗し「困却」している内情を吐露した。これに対しデ・ロングは、アメリカはロシアとの関係が良いとし自ら仲介を買って

⁽⁸⁴⁾ 出た。これを受け日本側はアメリカに調停を依頼することに決め、3月15日、澤は寺島と連名でデ・ロングに正式に仲介を打診する書簡を出し、「此儘にて打過ては将来必争端を開くこと免かれかたし」と雑居地における戦争の危険性が顕在化したとの状況認識を示した。

調停依頼の理由に関しては第一に、「両政府の間別段懇親の聞えも有之」と露米関係の良好さが指摘されている。⁽⁸⁵⁾ ロシアにとりアメリカは、対英関係が悪いという利害を共有する相手であり、クリミア戦争後の1867年にはアラスカ売却の相手に選ばれたほどである。⁽⁸⁶⁾ さらに、南北戦争の際にロシアは北部アメリカに好意的で、アメリカの内戦に西洋諸国が干渉することを予防する要因になった。⁽⁸⁷⁾ 日本がアメリカに調停を依頼した背景にはこのような露米関係の理解があった。その上で第二に、「我国と同国との界海は、貴國漁民の常時往来する所なればその地の所属分明ならされば貴国民の為にも亦迷惑なしといひかたし」と、捕鯨船がオホーツク海にまで進出しているアメリカとしても権太の帰属未定は不都合だろう、と澤は説いた。⁽⁸⁸⁾

このような状況を前提に活用されたのが、1858年に結んだ日米修好通商条約である。幕府がアメリカの初代日本総領事ハリス（Townsend Harris）と結んだ本条約の第二条には、「日本国と欧羅巴中の或る国との間に若障起る時は日本政府の囑に応し合衆国の大統領和親の媒となりて扱ふへし」との条文が入っていた。日本側はこの条文を法的根拠に、アメリカに対し北緯50度線で権太を分割することを依頼したのである。これは、1867年の小出使節団のとき日本側が提案した48度線案から1862年に竹内使節団が提案した案へと回帰したこと意味している。

日本側がデ・ロングに調停依頼を出した翌日、澤外務卿と面会したパークスは、特定の調停者を固定する日米修好通商条約第二条がそもそも「奇妙な規定（curious stipulation）」であり、それに依拠するのは異常だと指摘した。さらに3月18日の会談では、岩倉・澤に対し日本側の提案は今更受け入れられないだろうと警告した。これに対し日本側は、とりあえず分割案を出してみていかかる対案が出てくるか見るつもりだと答えた。このとき日本側としては、アメリカへの調停依頼にパークスの了解を得たいと模索する一方で、その志向性と

は異なる樺太分割、しかもより北側の北緯50度分割案に交渉の出発点を置こうとしたのである。実際、アメリカに調停を委ねる内容には他に腹案もあったようである。1870年3月14日（明治3年2月14日）に樺太開拓使分離が決まると、東久世は開拓使本庁の大判官岩村通俊に対しそのことを知らせた上で、樺太の境界は北緯50度、クシュンコタンを開港するという条約文面に基づき、アメリカへ調停を頼んだこと、その上で売却なら売却する見込みだと知らせてている。⁽⁹²⁾ ここからは政府内で条件の一つとして樺太放棄案が検討され始めていたことが分かる。交換案ではなく売却案である点から、アラスカ売却同様に幕末期からロシア側が引き渡すと提案している領土（ウルップ島）が金銭よりも下位に価値付けられていたことが窺えるのは興味深い。既に述べたように、外務省内には樺太放棄論が芽生え始めていたが、それは樺太売却案という形で調停工作の条件としてここに用意されつつあったのである。

しかし、このような樺太売却案には根強い反対があり、仮に調停が開始されたとしてもその過程で日本側から実際に当案を提案できるかはこの時点では不透明だった。先の東久世から知らせをうけた岩村は、丸山の帰京を伝えつつ、「^(売)買却の議論は甚以不堪懸候。此地〔北海道〕を開拓仕候はゞ、彼地〔樺太〕を争地に仕不申ては、所謂唇亡歎寒と申に可至奉存候」と、北海道開拓のための緩衝地帯として樺太を残すべきとの立場から樺太売却案の再考を求めた。同じ頃、開拓大判官島義勇も「尤皇国之御安危に相係候急務なる樺太、石狩府其外北道全州え奥羽之士民其所を不得饑渴致居候者共を御移被成候はゝ、莫太之御仁政と奉存候」と、東北の旧士族を移住させることで、樺太ならびに北海道を同時に確保するよう建言していた。⁽⁹³⁾ 岩村や島に加え現地樺太には出兵を要請した岡本も健在で、樺太放棄論に対する根強い抵抗が開拓使内にあったのである。樺太放棄が有力な選択肢にのぼり始めていた外務官僚に対し、開拓使では長官の態度こそ軟化していたが、官僚レベルでは樺太維持論が主流だったのである。また、外務省としても強硬派の澤が形式的にはいえ外務卿である以上、48度線での分割案への再後退ならまだしも、樺太売却という譲歩案にまで承認を与えることはこの時点では考えにくく、また岩倉にしてもこの案に簡単に納得するとも思えないのが現実であった。

(3) 権太問題をめぐる英露協調

日本政府が対露交渉についてアメリカに調停を依頼したとの報をイギリス外相クラレンドン (George Villiers, 4th Earl of Clarendon) から知らされた駐露英國大使ビュカナン (Sir Andrew Buchanan, 1st Baronet) は、1870年5月下旬にアジア局長ストレモウーホフ (П. Н. Стремоухов) を訪ねロシア外務省の意向を探った。このときストレモウーホフは、イギリスが日本を支援してロシアの権太全島占領に対抗させているのではとの懸念を表明した。これに対しビュカナンは、この情報は完全に誤りであり、むしろ日本政府には権太の放棄を促していると答えた。これにはストレモウーホフも大いに満足の意を示した。一方、ビュカナンは、もし権太がロシア側に渡ったら、ロシアは日本の他の部分も併合するのではないかという危惧がイギリス側にあるのも事実だとした。これをストレモウーホフは完全否定し、日本の他の部分はアムール川の河口にとって権太と同じような政治的重要性は有していないと説明した。本会談により、ロシア側ではイギリスが日本の権太分割案を支持しているという誤解を一掃し、イギリス側でもロシアが権太以外の日本領（おそらく北海道）を併合するのではないかという危惧を解いた。⁽⁹⁵⁾ 結局、権太問題をめぐる英露の立場は、たとえ目的は違ったとしても奇妙な利害の一一致を見せていたと言えよう。このように結果的にイギリスまでロシアの肩を持つ以上、明治政府が頼れるのはますますアメリカしかなかったわけである。

しかし、ビュカナンがアメリカから調停の申し出があったか尋ねると、ストレモウーホフは、そのような提議は未だかつてロシア側になされたことがない」とし、仮に提議されたとしても断るだろうと答えた。さらに彼は、日本との紛争に際してロシアにとってその調停を最も受け入れにくい国がアメリカだとも指摘した。⁽⁹⁶⁾ 当時のアメリカはアラスカとアリューシャン列島を獲得したことで、漁労・海獣猟のためオホーツク海沿岸にまで海洋進出を始めロシア北東部の辺境の情勢は急激に悪化していたのである。⁽⁹⁷⁾ 前述の通り露米関係が良好だったからこそアラスカ売却が起こり得たわけだが、皮肉にもこれにより境界を接することでその後の両国関係は微妙に変わり始めていたのである。このような背景からストレモウーホフは、漁業問題が将来露米両国関係における紛争の原因に

なるかもしれないとの危惧を示した。その上でストレモウホフは、「どこか他の領土または償金と引き換えに権太に対する請求権を放棄することを基礎に、日本側がアムール州総督か駐日代理公使と交渉するなら、ロシアから妥当な条件を獲得するのに困難はないだろう」⁽⁹⁹⁾と明言した。ロシア側としては、対日交渉に第三国が介入することを恐れ、特に隣国となったアメリカはデ・ロングの樂觀とは裏腹にむしろ望ましくない相手だと考えていたのである。

一方、東京では日本側がパークスに対し自らの主張の正当性を訴えていた。7月5日に英國公使館を訪ねた寺島は、間宮林蔵による権太探検の実績を指摘し領有権を主張した。これに対しパークスは、それより200年前までは権太は清國の勢力範囲だったのではないか、と尋ねた。寺島は以前ロシア人が来て打ち払いを行ったが、今では雜居が決まっていてそれが出来ない旨を説明した。⁽¹⁰⁰⁾後日外務省はパークスに対し権太沿革史を叙述し、清國が先住民を撫育していなかったこと、ロシア人も日本人より権太に来たのが遅かったことなどを説明し、「からふと島は元来我国の版図に属したこと判然明白」と権太の先占を主張した。⁽¹⁰¹⁾日本側の権太領有論の背景として、日本固有の領土であるという論法がここで明確に打ち出されている。このようにアメリカの調停に期待する日本は、権太領有の原則論を崩そうとはしなかった。

(4) 調停工作の挫折

9月初旬、パークスは岩倉と面会し、権太問題に無関係で今までの経過に精通していない第三者の支持に頼るよりも、自らその固有の問題を論議するほうが有利である、と説いて、調停に頼ることなくロシアと直接交渉するよう勧告した。このときパークスは、「日本政府が採るべき最善の道は、領土の交換か賠償金のどちらか、もしくはその両者を基礎にして、時を失うことなく、友好的な解決を成し遂げることである」と強調し、権太を放棄するに際して、石炭採掘権や漁業権の保留が考慮されても良いことなども付け加えた。さらに彼は、「サハリンの日本の手中にお残る部分の面積と、ロシアが交換しようとしているウルップ島及び付属諸島のそれがほぼ等しい限り、その交換により、国家の名譽（national honour）が傷つけられるとは少しも思わない」と説いた。⁽¹⁰²⁾す

なわち、樺太問題をめぐる日本側の万国対峙が、領土面積の問題と絡んでくることをパークスは意識しながら説得してきたのである。そして、ロシア外務省の内意を伝え聞くパークスは、その利害にも沿う形で日本側を樺太放棄に誘導しようとしたと言えよう。

しかし、ストレモウーホフの発言を鵜呑みにしたその情勢認識は、現実とは少し違った。同年7月8日（露暦6月26日）、ロシア外務省は全権の沿海州軍務知事クロウン（A. E. Кроун）に対し二つの交渉方針を示す訓令を与えた。第一に、ラペルーズ海峡における国境の画定である。その際には日本への代償としてウルップ島とクリル諸島の近隣の島々を与え、さらにサハリン島における日本人の漁業の継続を保証する。この条件によって交渉が妥結しない場合、第二として、クシュンナイ（久春内）川を限界点としてできるだけ南方で境界を決定するよう指示した。なお、島上分界の条約が締結される場合、ロシアの軍艦及び商船のために島の南部で修理や物資の補給ならびに貿易を行う権利を獲得する必要がある、さらに、アニワ湾内でロシア船の乗員に援助を与えるために守備隊と倉庫を設営した小規模な哨所を維持する権限を得ることが極めて望まれる、との条件が付された。⁽¹⁰⁴⁾ ここからは、ロシア側として竹内使節団の訪露時には提案しつつも小出使節団来露時には拒否していた北緯48度での島上分界案を、ここで再び選択肢として浮上させ、さらに、その場合そこには在日露軍を駐屯させるつもりだったことも窺い知れる。既に函館や長崎にもロシア海軍が幕末期より駐屯⁽¹⁰⁵⁾していたわけだが、理由は違えども横浜居留地の英仏軍のようにロシアも陸軍を置くことを意味していた。

そして、ロシア政府は駐清代理公使のビューツォフ（E. K. Бюцков）にも同日付で訓令を与えた。訓令ではまず、「1867年に大君の使者〔小出大和守〕がサハリン南部の占有が必要不可欠であると述べたときの頑固さから鑑みるに、彼らがすぐにこの譲歩に合意するだろうとは予想できない」との悲観的見解が示された。その上で、第一に、日本側から樺太問題に関し合意に至りたい、という希望を表明させ、第二に、日本側に、外交使節をサンクトペテルブルクではなく樺太または沿海州に派遣して交渉を行わせるよう、指示されている。⁽¹⁰⁶⁾ 特に前者の趣旨は、「外務省は、サハリン問題の交渉の場に日本政府を直接招待

するのではなく、日本政府が我々と最終的な協定を締結する望みを口にするよう誘導する努力が不可欠であると考えています」とクロウンに伝達されているように、ロシア側の立場を有利にすべく日本側から交渉を持ちかけさせるための工作の指示にあった。⁽¹⁰⁷⁾

12月24日、この訓令を携えたビューツォフが来日し横浜で副島参議と寺島外務大輔に面会した。このときビューツォフは、ロシアはアメリカに調停を頼むのではなく、外交使節をポシェト湾（ウラジオストック近郊）に派遣し、全権を有するクロウンと直接交渉するよう勧めた。これは他国の調停を期待したい日本側に対し、それを避けたいというロシア側の基本方針をよく示している。また、ビューツォフはパークスとも会見し、「東洋の国との問題で、ヨーロッパの大団が調停に出ることに対しロシアは常に反対するだろう」と述べた。ロシア側として合意できる条件としては、日本側の権太放棄に対し、償金を支払うか、漁業権や石炭採掘権を付与する、さらに権太に居住する日本人に、日本に居住するロシア人に対するものと同様の裁判権を与えることなどを挙げた。また彼は、パークスが日本政府にロシアとの直接交渉を促したことに対する謝意を表した。⁽¹⁰⁸⁾互いの利害が奇妙に一致を見せる英露が、結果的には共同する形でアメリカへの調停路線から日本を離脱させたわけである。

一方、アメリカ国務省も駐露米国公使カーティン (Andrew Gregg Curtin) に命じ、ロシア外務省の内意を探っていた。ロシア側はカーティンに対し権太全島領有の必要性を説明し、その線での調停しか受け入れないと意向を示した。⁽¹⁰⁹⁾その知らせを受けたデ・ロング (Charles E. De Long) は、1871年3月1日に寺島と会談し、日本側の権太放棄を前提に漁業権や賠償金を代償として受け取る交渉を調停すると新たに提案した。すなわち、最終的にはイギリスだけではなくアメリカまでもロシア側が隠し持つ48度線分割という腹案に全く気づかぬまま、ロシア外務省の誘導に乗せられる形で日本側に権太放棄を迫ってきたのである。これに納得できない日本側は、3月13日、寺島からデ・ロングに対し調停を断ると伝えた。⁽¹¹⁰⁾こうして日本側としては、権太問題の解決法として直接交渉しか取り得る選択肢がいよいよなくなってしまった。同時に、調停に失敗したアメリカは、その後の日露交渉に対し脇から様子を窺うだけの存在になってい

くのである。

おわりに

本稿では、維新政府における権太政策とその意義を、英米の動向も踏まえながら維新外交の基軸であった万国対峙の国是の中で検討した。

第一に、維新政府が掲げた万国対峙の国是の下、権太問題の解決を目指し殖民競争に挑んでいく過程を明らかにした。権太でのロシアの南下に対し、開拓使は出兵を求め廟議でもそれに呼応する意見が出て開戦の危機に至った。日本側現地官吏は、旧幕府が結んだ権太島仮規則を無効だと宣言して抵抗していた。しかし、駐日英國公使パークスの勧告を受けて、維新政府は対露開戦に慎重な方針を固めて権太島仮規則を渋々承認し、岩倉具視の後押しにより殖民競争での巻き返しをはかった。戊辰戦争の影響で権太支配をめぐり窮地に追い込まれていた維新政府だが、早期終了により辛うじて残っていた挽回の余地を足掛かりに殖民競争で反撃に転じたのである。これに脅威を覚えたロシア側は、内戦終了後も残る日本側の内政不穏を引き続き利用し実効支配を再び強化した。

第二に、殖民競争の劣勢を覆せない維新政府が第三国のアメリカの調停に望みを託そうとしていく過程とその結末を描いた。既にパークスも、権太を諦め北海道を死守すべきと日本側に説いていた。これに対し、政府中枢は徐々に現地情勢の悪化という現実を受け入れ始めていたものの、権太放棄への抵抗感が拭い去れていなかった。このような維新政府にとって、駐日米国公使デ・ロングから出された調停案は渡りに船であり、北緯50度線上での権太分割案という本来の政策志向に再び回帰した。しかし、イギリスやアメリカから打診を受けたロシアは、対日交渉に第三国の介入を望まず、また北緯48度線での分割案を隠しながら全島領有の必要性を説いた。これを受けパークスだけでなくデ・ロングも、権太放棄を前提にしたロシアとの直接交渉を日本に説いたので、日本側はこれを拒否し調停案は完全に消失したのである。

以上を踏まえたとき、維新政府期の対露外交はどのような意義を持っていたのだろうか。明治政府の対外政策は、対アジア外交には砲艦外交、対欧米外交

には不平等条約改正など対等外交の追求を目指すダブルスタンダードなものだった。その中で、権太問題をめぐっては①出兵論から②殖民競争論、②との同時進行を前提にした③外交論へと推移し、さらに外交論の方策としても条理外交から現実主義的外交に変化した。時期は多少ずれもあるが、出兵論者には現場の声に呼応した鍋島直正、大久保利通、副島種臣、さらに殖民競争論者には岩倉具視、東久世通禧らがいたが外交論へ傾いていく。なかでも、当初外務省が主に推していた条理外交から、最終的には多くの者が現実主義的外交に転じていった。その背景としては、現地情勢の劣勢が進んだことに加え、朝鮮問題までも浮上してきたため、現実主義的な政治的解決を急がねばならなくなってきたからである。このようにロシア相手には当初は武力解決、そして紛争の危険性を少なからず孕む殖民競争、さらに外交的解決の姿勢へと変化するなど、列強の中では唯一国境を接する隣国との折衝の変則的特徴がよく表れている。すなわち、「軍事力による万国対峙」を早期に放棄し、「殖民競争による万国対峙」、そして「対等外交による万国対峙」の模索へと段階的に変化していく権太政策の転換点が維新政府期にあった。

また、外交論の方策としても第三国調停から直接交渉に絞られていった。これにより、直接交渉の道のみが唯一の解決法としてここに固まつたのである。そのころ、ロシア側の内情としては権太分割論と全島領有論が並存しており、日露交渉はまだこの時点では必ずしもロシア側に一方的な主導権がある状態ではなく、対日交渉のレパートリーは複数存在していた。しかし、この内情を知らない維新政府の交渉方針には、新たな譲歩案が加わるようになった。すなわち、黒田清隆、大隈重信、伊藤博文らの権太放棄論に加え、外務省でも初期征韓論の立場から戦略的妥協としての権太放棄論が第三案としてだが初めて浮上してきたのである。自らの譲歩案を隠しきったロシア側の強硬姿勢に譲歩を促された日本側は、権太放棄案を現実的な政策案としていよいよ直視し始めたのである。このように、日本側の権太放棄を前提にした代償交渉へと移行する可能性が現実化し始めたことは、権太千島交換条約に繋がる交渉の構図の原点がここに出てきたことを意味する。このような状況下で全権を委ねられた副島種臣がロシアとの交渉を進めていくとともに、黒田が開拓使を掌握し中央政界で

表1：維新政府の権太政策

硬 → 軟	① 出兵論	
	② 殖民競争論	
	③ 外交論	条理外交 現実主義的外交

表2：維新政府の交渉方針

調停論	① 権太分割案（北緯50度）	
	② 権太分割案（北緯48度）	
	③ 権太放棄案 売却案	
直接交渉論	① 権太分割案	
	② 権太放棄案 売却案 領土交換案	

権太放棄運動を本格的に展開していくのである。

【付記】本稿は、JSPS 科研費23H00784「日露国境の変遷とその影響に関する学際的研究—「歴史国境学」創出への挑戦—」(基盤研究B、代表者：醍醐龍馬)、JSPS 科研費22K18518「近代日露関係の平等性に関する研究—ロシア側未刊行史料からのアプローチ」(挑戦的研究(萌芽)(代表者：醍醐龍馬))の助成を受けたものです。

- (1) 醍醐龍馬「戊辰戦争期日露関係と権太——雑居地をめぐる植民競争」『東アジア近代史』第23号、2019年。
- (2) 本稿の続編としては、醍醐龍馬「外務卿副島種臣と日露領土交渉——権太千島交換条約への道筋」『国際政治』第191号、2018年、醍醐龍馬「黒田清隆の権太放棄運動——日露国境問題をめぐる国内対立」『年報政治学』2021—I。
- (3) 石井孝『明治初期の日本と東アジア』有隣堂、1982年、231~248頁。権太問題におけるイギリス要因を重視した石井氏の枠組みは、遠山茂樹「明治初年の外交意識」『横浜市立大学論叢』第13巻2号・3号合併号、1962年、永井秀夫『明治国家形成期の外政と内政』北海道大学出版会、1990年にも共通する。山本敬洋氏は、イギリス外交文書をより広範に用いながら石井氏の枠組みを強化している (Takahiro Yamamoto, *The end of dual posession of Sakhalin as multilateral diplomacy 1867-73*, Historical Research, Volume 89, Issue 244, May 2016)。また、麓慎一氏は、パークスの権太放棄論の基になった情報源を精査することで石井説をより多面的に補強し、彼が明治政府内に強硬論と宥和論が存在していたことを把握していたことを明らかにした。さらに、パークスは1870年までには北方地域へのロシアの脅威が限定的なものだと理解し、その対露脅威認識は正されたと指摘した (麓慎一「明治初期のサハリン島問題とパークス」『環日本海研究年報』第24号、2019年、64頁)。
- (4) 関静雄『日本外交の基軸と展開』ミネルヴァ書房、1990年、95~97頁。

- (5) 麓慎一「維新政府の成立とロシアのサハリン島政策——プリアムール地域の問題に関する特別審議会の議事録を中心に」『スラブ・ユーラシア学の構築』研究報告集(11)、2016年、19頁。
- (6) 「万国対峙とは、欧米諸国と向かい合って立つこと、究極的には不平等条約を改正し、対等関係になることを意味する」(勝田政治「立憲国家と明治維新」明治維新史学会編『講座 明治維新 明治維新史研究の諸潮流』第12巻、有志舎、2018年、91頁)。「積極的对外進出の方針を……表現する政策理念を『万国対峙論』と名づけておきたい」(藤村道生「万国対峙論の意義と限界—維新外交の理念をめぐって」『九州工業大学研究報告』18号、1970年、2頁)。「列強との対等な諸関係、外交上・軍事上・経済上の自立、國權維持一般を意味する広い概念」(前掲、永井秀夫『明治国家形成期の外政と内政』、164頁)。なお、「万国対峙」の言葉自体は1871年の廃藩置県の詔書に出てくる言葉であるが、それ以前から「国威挽回」「万国対立」「国威宣布」といった同様の意味の言葉は使われていた(前掲、勝田政治「立憲国家と明治維新」、91～92頁)。これを踏まえ本稿では維新政府成立直後からの国是を「万国対峙」と統一表記する。
- (7) 前掲、遠山茂樹「明治初期の外交意識」、54頁。
- (8) 前掲、永井秀夫『明治国家形成期の外政と内政』、54～55頁。
- (9) 勝田政治『明治国家と万国対峙—近代日本の形成』KADOKAWA、2017年、27、70～76頁。前掲、勝田政治「立憲国家と明治維新」、93頁。
- (10) 醍醐龍馬「榎本武揚と権太千島交換条約—大久保外交における『釣合フヘキ』条約の模索(1)(2・完)」『阪大法学』第65巻第2号・第3号、2015年。
- (11) 1869年6月23日(明治2年5月14日)付岩倉具視宛木戸孝允書簡、木戸公伝記編纂所編『木戸孝允文書』第3巻、日本史蹟協会、1930年、358頁。
- (12) 島は、1857(安政4)年に箱館奉行堀利熙に従い蝦夷から権太に渡り、日露雜居の実情を視察した経験を有する北方通だった(藤井祐介編『島義勇入北記』佐賀県立佐賀城本丸歴史館、2021年、22～24頁)。また佐賀藩自体が北方に関心があった背景の一つには、儒学者古賀桐庵がロシア研究者だったことがあるという(毛利敏彦『江藤新平—急進的改革者の悲劇』中央公論新社、1987年、13頁)。
- (13) 岡義武『黎明期の明治日本—日英交渉史の視角において』未来社、1964年、106～107頁。
- (14) 犬塚孝明『寺島宗則』吉川弘文館、1990年、157頁。
- (15) 例えば、1871年1月9日(明治3年11月19日)付ビューツォフ宛澤宣嘉・寺島宗則書簡、外務省編『日本外交文書』第3巻、巖南堂書店、1994年、124～125頁。
- (16) 前掲、醍醐龍馬「戊辰戦争期日露関係と権太—雜居地をめぐる植民競争」、37～38頁。

- (17) 日本史蹟協会編『大久保利通日記』下巻、日本史蹟協会、1927年、55頁、1869年8月31日（明治2年7月24日）条。
- (18) 北海道庁編『新撰 北海道通史』第3巻通説2、三秀舎、1937年、186頁。
- (19) 1869年9月6日（明治2年8月1日）付寺島宗則意見書、外務省編集『日本外交文書』第2巻第2冊、日本外交文書頒布会、1955年、458頁。
- (20) 同前。
- (21) 1869年9月6日（明治2年8月1日）付寺島宗則意見書、『日本外交文書』第2巻第2冊、459頁。
- (22) 同前、456～457頁。
- (23) 詳細は、*В.М.Латышев, Г.И.Дударец*, Комиссия генерал-адъютанта И.Г. Сколкова в Амурском крае и на Сахалине (1869–1870гг.) //*В.М.Латышев, Г.И.Дударец*. При-Амурская комиссия генерал-адъютанта И.Г. Сколкова (1869–1870 гг.) Южно-Сахалинск.2015（ヴラジスラフ・ラトヴィシェフ、ガリーナ・ドウダレツ／共著、醍醐龍馬、兎内勇津流／共訳「1869年から1870年までのサハリンとアムール地方における侍従武官長スコルコフの委員会」『小樽商科大学人文研究』第143輯、2022年）を参照。
- (24) FO.262.161,Incl.in Lord Carendon to Parkes No73,Rumbold to Lord Carendon,31 May 1869.
- (25) 1869年9月6日（明治2年8月1日）付寺島宗則意見書、『日本外交文書』第2巻第2冊、459頁。
- (26) 『大久保利通日記』下、56頁、1869年9月15日（明治2年8月2日）条。
- (27) 1869年9月13日（明治2年8月8日）付訓令、『日本外交文書』第2巻第2冊、463～464頁。
- (28) 1869年9月14日（明治2年8月9日）付岩倉具視、澤宣嘉・パークス会談対話書、『日本外交文書』第2巻第2冊、465、469、470、477頁。
- (29) 1869年9月16日（明治2年8月11日）付日本外務省宛英國公使館通訳官書簡附属書、『日本外交文書』第2巻第2冊、491頁。
- (30) 詳細は、醍醐龍馬「長崎稻佐ロシア海軍基地をめぐる明治初期日露関係——借地交渉とその意義」『スラヴ研究』第68号、2021年、48～51頁を参照
- (31) FO.46/127.No.134.September 5.1870 confidential.
- (32) 1869年9月16日（明治2年8月11日）付三条実美宛大久保利通建言書、立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』3、吉川弘文館、1968年、250頁。
- (33) 前掲、遠山茂樹「明治初期の外交意識」、46頁。本論文に関し永井秀夫氏も「遠山氏が前掲論文で、この大久保の意見を内政振起のための外征論の例としてあげられたのは誤りではあるまい」と同調している（前掲、永井秀夫『明治国家

- 形成期の外政と内政』、68頁)。
- (34) 榎本洋介『開拓使と北海道』北海道出版企画センター、2009年、51頁。
 - (35) 井黒弥太郎『黒田清隆——埋れたる明治の礎石』みやま書房、1965年、39頁。
 - (36) 1869年9月18日(明治2年8月13日)付大久保利通宛岩倉具視書簡、立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』1、吉川弘文館、1965年、235頁。
 - (37) 1869年9月18日付妻宛パーカス書簡、F.V.ディキンズ、高梨健吉訳『パーカス伝』、平凡社、1984年、235頁。
 - (38) 麓慎一「維新政府の北方政策」『歴史学研究』第725号、1999年、19頁。
 - (39) 1869年9月19日(明治2年8月14日)付木戸孝允宛伊藤博文書簡、木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書』第1巻、東京大学出版会、2005年、238頁。
 - (40) パーカスが岩倉に初めて明確な権太放棄勧告をしたのは1869年11月26日(明治2年10月23日)のことである(本稿第2章(1))。
 - (41) 1869年9月20日(明治2年8月15日)付伊藤博文宛木戸孝允書簡、『木戸孝允文書』第3巻、422頁。
 - (42) 佐々木隆「藩閥の構造と変遷——長州閥と薩摩閥」『年報・近代日本研究』10、山川出版社、1988年、70頁。
 - (43) 前掲、麓慎一「維新政府の北方政策」、19頁。
 - (44) 澤井勇海「『交際』から『外交』へ——明治初年の外国交際一八六八一一八六九」『国家学会雑誌』129巻9・10号、2016年、163～165頁。
 - (45) 前掲、麓慎一「維新政府の北方政策」、19頁。
 - (46) 前掲、関静雄『日本外交の基軸と展開』、95頁。
 - (47) 明治2年8月(日欠)付東久世通禧建議、『日本外交文書』第2巻第2冊、634頁。
 - (48) 同前、635頁。
 - (49) 1869年10月7日(明治2年9月3日)付開拓使宛三条実美達書、『日本外交文書』第2巻第2冊、641～642頁。
 - (50) 約2年半後には左院副議長江藤新平が宗谷の開港の必要性を強く説くことになる(中川壽之「権太問題と左院」犬塚孝明編『明治国家の政策と思想』吉川弘文館、2005年、105～106頁)。
 - (51) 1869年10月8日(明治2年9月4日)付外務省意見書、『日本外交文書』第2巻第2冊、659～660頁。
 - (52) Российский государственный архив военно-морского флота (далее-РГАВМФ [ロシア国立海軍文書館]) . Ф.410. Оп.2.Д.2984.Л.104-105об.
 - (53) 1869年11月4日(明治2年10月1日)付丸山作楽・谷元道之意見書附属書二、『日本外交文書』第2巻第3冊、6頁。

- (54) 同前、11頁。
- (55) 1869年12月23日（明治2年11月21日）付岩倉具視宛丸山作樂書簡、「副島種臣
関係文書」（国立国会図書館憲政資料室所蔵）、資料番号12。
- (56) 前掲、醍醐龍馬「黒田清隆の樺太放棄運動——日露国境問題をめぐる国内対
立」、136頁。
- (57) РГАВМФ.Ф.410.Оп.2.Д.3063.Л.105-106.
- (58) 麓慎一「明治維新期におけるロシアのサハリン島政策」『ロシア史研究』104号、
2020年、141頁。
- (59) 同前。
- (60) РГАВМФ.Ф.410.Оп.2.Д.4184.Л.93-95.
- (61) 秋月俊幸『日露関係とサハリン島——幕末明治初年の領土問題』筑摩書房、
1994年、214頁。
- (62) FO.46.114, Incl. 1. in Parkes', No.225, Report on the island of Saghalin by
O'Driscoll, 27 Novemver.1869.
- (63) РГАВМФ.Ф.410.Оп.2.Д.4183.Л.258～268.
- (64) 本事件に関しては、麓慎一「ポサドニック号事件の衝撃」小松久男編『1861年
改革と試練の時代』山川出版社、2018年などを参照。
- (65) 明治3年2月（日欠）付東久世通禧建議、『開拓使公文録』八（北海道立文書
館所蔵、簿書5482-133）。
- (66) 1870年3月14日（明治3年2月11日）付岩村通俊宛東久世通俊書簡、伊藤隆、
坂野潤治編「岩村通俊関係文書（三）」『史学雑誌』第79巻第1号、1970年、67頁。
- (67) これに関しては、麓慎一氏が「開拓使長官東久世の樺太開拓使設置にいたる活
動は、決して樺太開拓使による樺太開拓の積極化を示すものではなく、北海道開
拓の財源を樺太に投入する必要をなくするために樺太を分離する、という点に政
策の重点があったのである」と指摘するとおりである（前掲、麓慎一「維新政府
の北方政策」、24頁）。
- (68) 内閣官報局編『明治三年 法令全書』博聞社、1887年、44頁、第102号。
- (69) 詳細は、醍醐龍馬「黒田清隆の樺太放棄運動——日露国境問題をめぐる国内対
立」、137頁。
- (70) 1869年11月26日（明治2年10月23日）付岩倉具視・パークス会談対話書、『日
本外交文書』第2巻第3冊、162～164頁。
- (71) 前掲、石井孝『明治初期の日本と東アジア』、225頁。
- (72) 同前、201頁。
- (73) 前掲、秋月俊幸『日露関係とサハリン島——幕末明治初年の領土問題』、195頁。
- (74) デ・ロングの調停をめぐるアメリカ側の内情は、前掲、石井孝『明治初期の日

- 本と東アジア』第2章第2節に詳しい。
- (75) 1869年12月13日（明治2年11月11日）付澤宣嘉宛デ・ロング書簡、「柯太境界談判〔1〕／18 第拾八号」JACAR〔アジア歴史資料センター〕Ref. B03041107700、「樺太境界談判一件」第2巻(1.4.1.1_002)（外務省外交史料館所蔵）。
- (76) Makarчuk.O.II. Экономическая экспансия США на российском Дальнем Востоке в 1868–1890-е гг.: дис. кандидат исторических наук. 2004.C.222.
- (77) 1870年1月4日（明治2年12月3日）付宮本宮本顯三意見書、『日本外交文書』第2巻3冊、451～452頁。
- (78) 明治3年1月（日欠）付宮本小一「支那通信議案」『日本外交文書』第3巻、183頁。
- (79) 明治3年3月（日欠）付佐田白茅建議書、『日本外交文書』第3巻、140頁。
- (80) 明治3年4月（日欠）付森山茂建議書、『日本外交文書』第3巻、142頁。
- (81) 1870年8月24日（明治3年7月28日）付柳原前光宛岩倉具視書簡、日本史蹟協会編『岩倉具視関係文書』第4巻、日本史蹟協会、1930年、422頁。
- (82) 詳細は、醍醐龍馬「外務卿副島種臣と日露領土交渉——樺太千島交換条約への道筋」を参照。
- (83) 1869年11月13日（明治2年10月10日）付澤宣嘉宛モンブラン書簡、『日本外交文書』第2巻第3冊、70～73頁。
- (84) 1870年3月4日（明治3年2月3日）付寺島宗則・デ・ロング対談書、『日本外交文書』第3巻、78頁。デ・ロングのアメリカ国務省宛報告書では調停を依頼したのは日本側からとされているが、デ・ロングとしては自己の都合上、頼まれた体にして報告したと推定されている（前掲、石井孝『明治初期の日本と東アジア』、231～232頁）。
- (85) 1870年3月15日（明治3年2月14日）付デ・ロング宛澤宣嘉、寺島宗則書簡『日本外交文書』第3巻、79頁。露米関係史を通史的に検討したノルマン・ソウル氏はアラスカ売却までの両国関係を「遠い友人（Distant Friends）」と評している（Norman E. Saul, *Distant Friends: The United States and Russia, 1763-1867*, University Press of Kansas, 1991）。
- (86) Barbara Jelavich, *A Century of The Russians Foreign Policy:1814-1914*, J.B.Lippincott Company, 1964, PP.167-168.
- (87) A.Woldman, *Lincoln and Russian*, Greenwood Press, 1952. P14.
- (88) 1870年3月15日（明治3年2月14日）付デ・ロング宛澤宣嘉、寺島宗則書簡『日本外交文書』第3巻、79頁。
- (89) 同前。

- (90) FO.46.124, Parkes' No44. 19, March.1870.
- (91) 前掲、石井孝『明治初期の日本と東アジア』、235頁。
- (92) 1870年3月14日（明治3年2月13日）付岩村通俊宛東久世通禧書簡、「岩村通俊関係文書（三）」、68頁。
- (93) 1870年4月26日（明治3年3月26日）付東久世通禧宛岩村通俊書簡、高倉新一郎編『犀川会資料——北海道史資料集』北海道出版企画センター、1982年、298頁。
- (94) 明治3年3月（日欠）付島義勇建議書、「副島種臣関係文書」、23-4。
- (95) FO.262/184. Incl. in Lord Clarendon to Parkes No.64, Buchanan's No.201, 1 June 1870.
- (96) 前掲、石井孝『明治初期の日本と東アジア』、237頁。
- (97) FO.262/184. Incl. in Lord Clarendon to Parkes No.64, Buchanan's No.201, 1 June 1870.
- (98) *Макарчук. О.И. Экономическая экспансия США на российском Дальнем Востоке в 1868-1890-е гг.* С.222.
- (99) FO.262/184. Incl. in Lord Clarendon to Parkes No.64, Buchanan's No.201, 1 June 1870.
- (100) これはかつて通商を拒否されたレザノフ（Н. П. Резанов）が報復として起こした文化露寇事件での対応を指しているものと思われる。
- (101) 1870年7月5日（明治3年6月7日）付寺島宗則・パークス対話書『日本外交文書』第3巻、83頁。国境問題に関し露清間で討議された1727年の北京会議の結果、権太は清朝の影響下に入っていた。詳細は、松浦茂『清朝のアムール政策と少数民族』京都大学学術出版会、2006年、第3章。また、中国人研究者による権太千島交換条約までの日露関係史の概説も存在するが、その特徴としては本来権太が中国固有の領土であるという前提に立って叙述がなされている点である（王銳「俄國和日本對庫頁島的爭奪」『國立政治大學民族學報』第20期、1993年）。
- (102) 明治3年6月（日欠）付上田畯伺書附属書「からふと島沿革」『日本外交文書』第3巻、85頁。
- (103) FO.46/127.Parkes', No.134, September 5, 1870.
- (104) РГАВМФ.Ф.410.Оп.2.Д.4184.Л.30-31об.
- (105) 詳細は、前掲、醍醐龍馬「長崎稻佐ロシア海軍基地をめぐる明治初期日露関係——借地交渉とその意義」を参照。
- (106) РГАВМФ.Ф.410.Оп.2.Д.4184.Л.32-32об.
- (107) РГАВМФ.Ф.410.Оп.2.Д.4184.Л.30об.
- (108) 1870年12月24日（明治3年11月3日）付副島種臣、寺島宗則・ビューツォフ会（阪大法学）74（3・4-284） 898〔2024.11〕

- 談対話書、『日本外交文書』第3巻、118頁。
- (109) FO.46.137, Parkes', No. 15, 28 January. 1871.
- (110) National Archives and Records Administration (以下、NARA [アメリカ国立公文書記録管理局]). No.77. Roll 104, Vol. 1, No.51, Fish to De Long, 17 January, 1871.
- (111) NARA. No.133 Roll 17, De Long's, No.168, 14 March.1871.
- (112) 1871年3月13日（明治4年1月23日）付デ・ロング宛澤宣嘉書簡、『日本外交文書』第4巻、347頁。